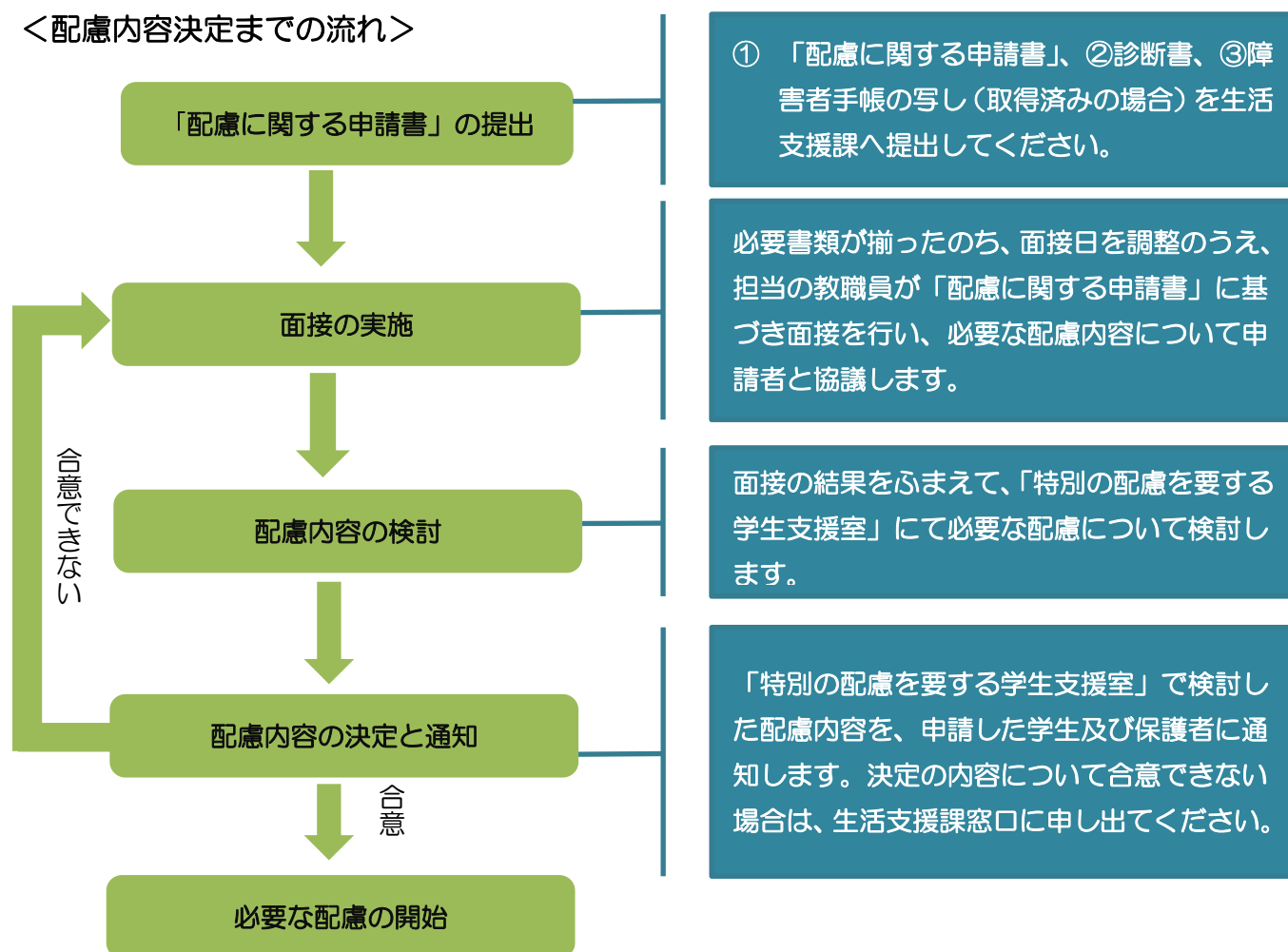


障害等のため配慮を要する学生支援制度のご案内

本学では、障害等のため、修学上特別の配慮を必要とする学生に対して、より良い学生生活が送れるよう、全学的な取り組みを行っています。

障害等のある学生及び保護者からの申請に応じ、学習や学生生活における困りごとについて、学生と協議し必要な配慮について合意形成し、具体的な配慮内容について決定します。

<配慮内容決定までの流れ>



具体的な配慮の事例として、座席位置の指定、視覚で確認できる情報保障などが挙げられます。必要な配慮内容は、それぞれの学生によって異なることもあるため、個別に面接を実施し、必要な配慮について申請者と十分に協議し、検討していきます。また、学修におけるサポートを始め、学生生活におけるサポートも検討します。不明な点があれば、長崎純心大学 学事部 生活支援課 までお問い合わせください。

配慮の申請を希望される方は、長崎純心大学 学事部生活支援課までご連絡ください。必要書類を送付し面接日時を調整します。4月から始まる授業を、支援のもと安心して受けることができるよう、早めにご連絡いただくことをお勧めいたします。

※申し出のタイミング次第では、配慮の開始が遅くなる可能性があります